

## 大雪の被害に遭われた中小企業者の皆様へ

群馬県では、今回の大雪で被害に遭われた中小企業者の皆様がご利用いただける制度融資として、「経営サポート資金」を用意しておりますので、建物・機械等の損壊や資金繰りでお困りの場合にはご活用ください。

### <経営サポート資金>

#### (1) 事業所に損害を受けた中小企業者の方 → 経営サポート資金Cタイプ

- ・融資対象者：①地震、火災、風水害又は突発的事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた方（※事業活動に影響が出るような被害を受けた方）  
②災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた方
- ・融資限度額：5,000万円（うち運転資金3,000万円）  
ただし、経営サポート資金の他の要件と合算して、1億2千万円を限度とします。
- ・融資期間：運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ・融資利率：年1.9%以内 又は 年1.95%以内  
すべて、信用保証協会の保証を付けていただきます。
- ・融資申込：市町村、消防署等の発行する被災証明書を添えて、融資を希望する金融機関に直接お申込みください。

#### (2) 売上が減少した中小企業者の方 → 経営サポート資金Aタイプ、Bタイプ

- ・融資対象者：  
【Aタイプ】最近6か月又は3か月の売上高又は粗利益が前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している方  
【Bタイプ】国が指定する業種に属し、最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少しており、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく市町村長の認定を受けた方
- ・融資限度額：6,000万円  
ただし、経営サポート資金の他の要件と合算して、1億2千万円を限度とします。
- ・融資期間：運転資金 10年以内（うち据置期間1年以内）  
設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内）
- ・融資利率：年1.9%以内 又は 年1.95%以内  
すべて、信用保証協会の保証を付けていただきます。Bタイプは、経営安定関連保証（セーフティネット保証）に限ります。
- ・融資申込：融資を希望する金融機関に直接お申込みください。

#### お問い合わせ先

- ・県庁商政課（金融係）TEL：027-226-3332
- ・中部行政事務所（産業経済係）TEL：027-231-2765
- ・西部行政事務所（産業経済係）TEL：027-322-4681
- ・吾妻行政事務所（企画振興係）TEL：0279-75-3301
- ・利根沼田行政事務所（企画振興係）TEL：0278-22-4338
- ・東部行政事務所（産業経済係）TEL：0276-32-2215